

## 循環器病対策推進啓発媒体制作等業務委託仕様書

山梨県（以下「県」という。）が処理の委託を発注する推進啓発媒体制作等業務（以下「業務」という。）の内容は、以下のとおりとする。

### 1 業務の目的

循環器病は、患者やその家族等が発症を的確に認識し、速やかに救急要請等を行うことで、発症後早急に適切な治療が行われれば、後遺症を含めた予後が改善される可能性もある。

また、循環器病の多くは、運動不足、不適切な食生活、喫煙等の生活習慣や肥満等の健康状態に端を発して発症する生活習慣病でもある。

そこで、急性期には発症後早急に適切な診療を開始する必要があるという循環器病の特徴や生活習慣の改善や適切な治療によって予防・進行抑制が可能であるという側面に鑑み、発症の前兆及び症状に対する知識や発症時の緊急受診の重要性、循環器病の主要な危険因子となる生活習慣病の予防について、30代～60代を主要ターゲットとした動画を作成し情報発信することにより、県民が関心を持ち、循環器病に対する意識と行動の変容を促すことを目的とする。

### 2 業務概要

#### (1) 啓発動画の制作

- (ア) 循環器病の前兆や初期症状の早期発見や発症早期における対応の重要性について伝えるような内容にし、脳血管疾患及び心疾患について、それぞれ3分程度の動画、2本で計6分の動画を制作する。
- (イ) 動画は、場合に応じてナレーション、テロップ、フリップなどを用いてわかりやすいものとする。
- (ウ) 制作に当たっては、審査で採用決定された案を基に制作することとし、仮編集の段階または必要に応じて、県に映像（HD、DVD等）を提出し、制作の方向性等について県の承認を受けること。
- (エ) 動画は、県の施設やホームページのほか、県が関わるイベント、テレビ番組、県の広報紙及びチラシ等、デジタルサイネージ等で、放送期間中及び放送期間後に使用することがあるため、これらの放映・送信・表示に支障のないように、権利等についてあらかじめ処理しておくこと。
- (オ) 動画は、実写もしくはアニメーションとし、実写の場合にあっては、出演者は受託者が選定すること。なお、選定した時点で県に確認すること。

(カ) 動画は、県・市町村・関係機関・団体での活用を考えているため、ふさわしい動画とすること

※(1)に関する留意事項は次のとおり

制作した啓発動画は、山梨県ホームページや山梨県公式YouTubeチャンネル「山梨チャンネル」等に無期限で掲載を行う。

これらの動画の納品はインターネット上で配信可能な状態で、県の指定する方法で納品すること。

なお、動画の企画・構成については受託者が作成し、事前に県の承認を受けて実施すること。また、取材先の選定・調整、動画内で使用する音楽の著作権その他の許諾関係についても受託者が手続きを行うこと。

(2) チラシの制作

循環器病の発症の前兆及び症状に対する理解、早期の受診・治療が重要であるという認識、その認識に基づく行動変容をキーワードとしたチラシを作成すること。

なお、チラシの形状については、A3サイズ、両面フルカラー印刷、コート紙とすること。

### 3 提出物（成果物）

本業務について、次のとおり成果物を納品するものとする。

(1) 成果図書等

- ① 業務完了届（任意様式）
- ② 循環器病対策推進啓発媒体制作実績報告書（任意様式）及び精算書（任意様式）。なお、精算書は、契約書第4条の規定に従い、同条の金額を上限として甲から乙へ支払う委託料の根拠となるものである。
- ③ その他（作成した動画及びポスター、本業務で使用した各種ドキュメント等）

(2) 納品方法

次の成果物を納品すること。

① 動画及び広告動画

動画DVD（市販のDVDプレーヤーで再生可能なもの）	100枚
パブリシティ用画像CD	100枚

※DVDおよびCDには、タイトルと内容を表す画像を用いてラベルを作成し、ラベル面に印刷すること

② チラシ

紙媒体3, 000部と、DVD-R等による電子メディア1部

(3) 納期 令和7年3月28日(金)

(4) その他

本業務により作成された成果物の所有権、著作権については県に帰属し、業務目的外の利用及び二次利用は行わないこととする。

また、成果物の改編、改ざん、切り取りによる利用などは行わないこととし、業務上やむを得ず必要となった場合には、発注者受注者双方にて協議の上決定することとする。

#### 4 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるような体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

(1) 業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、動画制作に係る出演者や関係者等との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行で遂行できるよう管理を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。
- ⑦ 受託後は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。

⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者ととも本業務に係る企画立案・動画制作、広告出稿業務を行うこと。
- ② 業務従事者は2名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従

事者の氏名等を県に通知すること。

## 5 その他

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得ることとする。
- (2) 本業務の目的の達成に支障をきたさない範囲での数量の変更（委託料総額の増額を伴わないものに限る。）については、変更契約でなく契約書第4条及び本仕様書3-(1)の②に基づく精算により対応するものとする。
- (3) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (4) 契約締結後、速やかに業務実施に係る契約書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。